

## 一般健診・生活習慣病健診・特定健診 実施要領

- 1 実施時期 令和5年 9月～11月
- 2 対象者 ①一般健診 34歳以下の被保険者  
②生活習慣病健診 35歳～39歳の被保険者  
③特定健診 40歳以上の被保険者  
(年齢は令和6年3月末時点)  
[注意] 令和5年度中に人間ドックを受診(受診予定)の方は除く。
- 3 健診場所 健診車による巡回健診 (従来どおり委託健診機関と調整)  
集合健診 神戸貿易協会会議室 9月25日(月)～27日(水) 午前中
- 4 内 容  
①一般健診  
第一次 胸部X線直接撮影、身長・体重計測、視力検査、聴力検査(1000・4000ヘルツ)、検尿(糖・蛋白)、血圧測定、血液検査  
第二次 第一次検査の結果により実施  
血圧測定の結果、再度検査を要する方は心電図検査  
②生活習慣病健診  
③特定健診  
} 一般健診の検査項目に、腹囲測定、心電図検査を追加
- 5 委託健診機関 (一社)日本健康倶楽部兵庫支部
- 6 費用 視力検査(200円)・聴力検査(460円)の2項目を事業主様の負担とし、それ以外の項目は当健康保険組合の負担とします。
- 7 オプション血液検査 健診時に自己負担による血液検査等のオプション検査を実施します。申込書等詳細は「健康診断受診票」送付時にご案内いたします。
- 8 その他 後日送付する「健康診断受診票」の質問事項をあらかじめ記入のうえ、健診当日に持参してください。健康診断の結果については、「健康診断個人通知票」(単票)によりお知らせいたします。
- 9 留意事項 事業主健診においては、労働安全衛生規則第44条第2項により厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合においてのみ可能です。

## 一般健診・生活習慣病健診・特定健診 補助金支給要領

- 1 支給対象 当健康保険組合が実施する一般健診・生活習慣病健診並びに特定健診を住所地の関係等で受けることができない被保険者。
- 2 補助金の額 当健康保険組合が委託している健診機関の料金を基準として、現に要した費用の額。(別添「健診等種別・実施内容一覧表」を参照)
- 3 請求の方法 「健診補助金請求書」を記入のうえ、領収書及び健診結果(写)、特定健診質問票(対象者)を添付して請求する。
- 4 請求の期限 令和6年3月8日(金)
- 5 その他 一般健診等は当健康保険組合が実施している9月～11月に受診し、補助金は速やかに請求してください。